## 再開届出書

年 月 日

(宛先) 幸田町長

申請者 所在地 名称 代表者

介護保険法第78条の5第1項の規定による指定地域密着型サービス事業の再開
介護保険法第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業の再開
介護保険法第115条の15第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業の再開

(EII)

□ 介護保険法第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業の再開												
□ 介護保険法第115条の15第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業の再開												
□ 介護保険法第115条の25第1項の規定による指定介護予防支援事業の再開												
をしたので、次のとおり届け出ます。												
	介護保険事業所番号											
	名称									•		
再開した事業所												
又は施設	又は施設 所在地											
事業の種類												
再開年月日												

## 備考

- 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。 1
- 2 再開した日から10日以内に届け出ること。